

# 財政援助団体監査報告書

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査

## 2 監査の対象及び範囲

平成30年度に町が各種団体に対し、補助及び交付金・負担金として財政援助（補助）を行った団体等。

## 3 監査団体

(1) 書類審査 3 補助団体

(2) 抽出による審査（3 団体に対する補助）

ア 認定農業者連絡協議会

認定農業者連絡協議会補助金（補助金額168,000円）

イ 中種子町特産品協会

中種子町特産品協会運営補助金（補助金額258,000円）

ウ 中種子町文化協会

文化活動推進補助金（補助金額281,000円）

## 4 監査実施日及び場所

実施日 令和2年1月22日（水） 午前9時00分～午前11時45分

場所 中種子町役場 監査委員室

## 5 監査の方法

財政援助団体等において、補助金等に係る事業が、その目的に沿って適切に行われているかを検証するとともに、必要に応じて団体を所管する課等の指導状況について監査を実施した。

(1) 補助金等の申請が適切に行われているか。

ア 補助金交付申請書の申請金額と実績報告書の金額、金融機関の支払

- 記録は一致しているか。
- イ 補助金交付申請書及び受領の適切性・適時性，提出書類の網羅性・正確性はあるか。
  - ウ 事業内容は，事業計画や補助金交付条件に準拠したものとなっているか。
- (2) 補助金の経理が適切になされているか。
- ア 補助金に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。
  - イ 証ひょう書類等の整備及び保存状況は適切か。(伝票及び証拠書類等)
- (3) 補助金の使用実態が適切に報告されているか。
- ア 実績報告書と補助対象事業の実施事業と整合しているか。
  - イ 補助金の実績報告は適正か。
  - ウ 実績報告書の記載内容は適切か。
- (4) 補助金は適切に交付されているか。
- ア 補助金の交付決定は適切になされているか。
  - イ 補助金の交付目的，交付条件及び補助対象事業内容は妥当か。
  - ウ 補助金に関する補助金等の交付基準に準拠し，公益上の必要性はあるか。
- (5) 補助金の有効性が失われていないか。
- ア 補助金は有効か，また，その有効性を検証しているか。(補助金等検討委員会答申準拠)

## 6 監査の結果

監査を行った結果，補助金はおおむね交付目的どおり執行されており，また，事務処理についても適正に処理されているものと認められた。

次のとおり一部に検討又は改善を要する事項も認められたので，内容等については，十分把握し，それぞれ必要な措置を講じた上で，今後の事務処理については万全を期されたい。また，意見を付した事項については，今後の事務執行の参考となることを望むものである。

なお、検討又は改善を要する事項については必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

[書類審査及び抽出団体統一指摘事項]

- 1 援助団体を指導する立場として、公益性の審査を十分行なうとともに、事業内容の把握・運営体制のチェック機能が必要であり、経理・運営方法を含め定期的に的確な指導を行われたい。
- 2 全ての町単独補助金について、それぞれの事業が補助の交付を受けなければ実施できないものかどうかを随時検証すべきであり、同時に、補助金に頼らず自立していくことを検討すべきである。
- 3 慣習的な補助金等や自助努力の見えない団体については、自立を促すためにも費用対効果など補助効果を確認の上、適宜見直しをされたい。
- 4 補助内容や団体等の運営状況・決算内容について、町民への説明が必要である。情報公開条例に基づく説明責任も踏まえ、補助の公布を受けた団体等が事業内容を町民に説明することも必要であることを念頭に置かれたい。
- 5 提出する調書や資料について、安易な記載ミスが見受けられるので、慎重かつ適切な対応を望む。
- 6 個別の監査結果については、次のとおりである。

(1) 中種子町認定農業者連絡協議会

ア 事業名 中種子町認定農業者連絡協議会補助金

イ 補助金額 168,000円(事業費829,154円)

ウ 所管課 農林水産課(農村振興係)

エ 活動目的及び事業等

会員相互の親睦を深め、ゆとりある農業、豊かな農家生活を築くとともに地域農業の発展に寄与することを目的とする。

主な活動としては、新しい農業技術の研修、各県の認定農業者との意見交換会、各支部研修会など中心的経営体として情報共有・技術向上を目指し活動している。

オ 監査の結果

認定農業者の高齢化が進行し、年々会員数が減少しており、組織の活動が停滞している。組織の活性化が本町基幹産業の農業の衰退に影響があることから、農業経営及び技術の向上を図っていただき、地域農業の発展に貢献していただきたい。また、本組織に加入することによる支援策や融資制度等の周知も行い、会員の増加に尽力されたい。

また、平成31年度より町からの補助金を受けずに活動を行っており、主体性を持った組織の健全化を行う上で、組織自体の点検、事務処理の効率化の改善を図っていただきたい。

予算執行については、計数に誤りはなく適正に処理されている。しかし、会費の未収金があることから、未納者の解消に早急に取り組みたい。今後も決算書類等の適正な管理に努められたい。

## (2) 中種子町特産品協会

- ア 事業名 中種子町特産品協会運営費補助金
- イ 補助金額 258,000円（事業費813,711円）
- ウ 所管課 企画課（商工観光係）
- エ 活動目的及び事業等

特産品の製造、販売について研究し、技術の向上と販路開拓を主とした即売会を行い、会員相互の経営活動を促進するとともに広く特産品を宣伝することにより種子島産業の発展に寄与することを目的とする。

主な活動として、関東・近畿圏での特産品宣伝販売、スポーツ合宿への寄贈、町内・島内イベントでの出店、パンフレット及び紙袋等の作成、特産品コンクールへの出品など製造技術の向上及び会員の意識改革と自己研究を目指し活動している。

### オ 監査の結果

本町商工業については、大型店舗等の進出により衰退していることから、本協会が実施している事業については、ある程度評価されるところである。しかし、事業実施にあたり”補助金頼み”になってはいない

か会員努力はあるのかなど検証が必要と思われる。

また、特産品開発については、財源調整を行い、新たな商品作りにも尽力され、町内の商工業振興の発展に努力を望むものである。

予算執行は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていると認めた。今後も決算書類等の適正な管理に努められたい。

### (3) 中種子町文化協会

ア 事業名 文化活動推進補助金

イ 補助金額 281,000円(事業費406,290円)

ウ 所管課 社会教育課(文化係)

エ 活動目的及び事業等

郷土の芸術文化の振興を図るとともに、文化団体相互の連携と交流を深め、研鑽に努めることを目的とする。

主な活動として、町民文化祭・熊毛地区広域文化祭への参加、各団体自主発表会の支援、町民ギャラリーの開催など文化振興の発展を目指し活動している。

オ 監査の結果

加入団体も創意工夫しながら、自主的に活動を行っている。年間を通しての活動も実施しており、本町文化振興に貢献している。活動に対しての予算不足もあるとのことであるが、収入支出のバランスを考慮し予算配分等も各団体と連携を図りながら検討されたい。

予算執行について、補助金申請等の事務処理に遅延が見られる。また、一部の会計処理において通帳未記入の適切でないものがあることから、様々な問題を疑われても仕方がない処理が行われている。公金の取り扱い、組織の体制、所管の指導・助言が適切であったか再度検証を行われたい。